

いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為である。併せて、いじめを行った児童あるいはいじめの傍観者の立場にいた児童の人格形成にも重大な影響を与えるものである。教職員は、常に本校でも起こり得るとの共通認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止および早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めることを目的とし、この基本方針を定める。

2. いじめの定義

学校全体としていじめ問題としっかり向き合うためには、全教職員が「いじめの定義」について共通理解をし、それに基づいて、いじめが起こっているかどうかを判断することが何より大切である。

いじめ防止対策推進法では、第二条第1項において次のように定義されている。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。

その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷も意味する。
- 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3. いじめの理解

「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する必要がある。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造である。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係にも留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等。

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

○金品をたかられる。

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

4. いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法では、第二十二条で

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

と規定されている。

本校では、いじめ防止等対策のための校内委員会（いじめ対策校内委員会）といじめ防止等対策のための学校関係者委員会（いじめ対策学校関係者委員会）の二つの委員会を設置し、それぞれの委員会の構成員および役割を次のようにする。

いじめ対策校内委員会

■構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・1～3学年代表・4～6学年代表

■役 割

①いじめ防止のための校内研修の企画・実施・検証を行う。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③学校基本方針が、的確に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

④いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめ対策学校関係者委員会

■構成員 (市)教育委員会・(市)青少年センター・(市)教育相談センター・学校運営協議会委員
スクールカウンセラー (以下、SCという。)・いじめ対策校内委員会委員

■役 割

- ①日常的には、学校基本方針が的確に機能しているかを点検し、必要に応じて指導助言を行う。
- ②いじめの疑いに係る情報があったときには校内委員会と並行して、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめの未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を推進しなければならない。

特に、全ての児童にその発達段階に応じ「いじめは人権を侵害する絶対許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養わなければならない。

ア. 道徳教育および体験活動等の充実

学校は、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成しなければならない。「特別の教科 道徳」の実施を深く受け止め、いっそう道徳教育の充実を図る。また、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ねられる取組を推進し、児童の生命を大切にする心や他者を思いやる心を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

イ. 児童の人権意識の向上

児童一人一人が大切にされる学校づくりを進め、児童に人権や人権擁護に関する知識を確実に身に付けさせるとともに、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意欲や態度、実践力を育む。そのために、人権教育の計画的な実施に努める。

ウ. 児童会の活性化

児童が学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりすることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等が高まり、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度が醸成される。

教職員は、児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による主体的な活動をあらゆる機会を通じて推進する。

エ. インターネットを通じて行われるいじめ等に対する指導

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

オ. 指導方法の工夫改善

児童が持つ学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度等が、学習意欲を低下させ、学校生活の不満感につながるといふ悪循環を生むだけでなく、指導上の諸問題を引き起こす要因にもなっている。

教職員は、児童に授業規律を徹底させるとともに、わかる喜びやできる実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行い、指導方法の工夫改善に努める。

カ. 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者の理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、学校運営協議会委員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(3) 早期発見・早期対応

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる。日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や発するサインを見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

①早期発見

ア. いじめアンケートの実施

年間3回（7月・12月・3月）、全校児童を対象にいじめアンケートを実施する。各担任は、アンケート結果について詳細に検討し、ややこしい場合、いじめの疑いがある場合は、いじめ対策校内委員会にはかり、さらに詳しい調査を行う。

イ. 児童・保護者との良好な関係の構築と職員研修

教職員は、日頃から児童を見守り、児童や保護者との良好な信頼関係を構築するとともに、児童が示す変化や小さな兆候を見逃さないよう、意識を高く保ち、いじめの早期発見に努めなくてはならない。そのため、教職員がいじめの兆候を敏感に察知し、迅速かつ適切に対応する力を高めることを目的に、マニュアルやハンドブック等を活用して定期的に研修を行い、いじめの防止等についての共通理解を図る。

ウ. 教育相談体制の充実

児童や保護者の悩みや不安を確実に受けとめるため、定期的な個人懇談や必要に応じた個人懇談・家庭訪問等の実施や、SCを活用していじめを訴えやすい環境を整えるなど、教育相談体制を充実させる。

②早期対応

いじめの認知、あるいは疑わしい情報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、すぐにいじめ対策校内委員会を開催し、対応方針の決定および役割分担を行い、直ちに対応を行う。

具体的には、次の流れで対応を行う。

[いじめを認知] → [いじめ対策校内委員会開催] ↔ [いじめ対策学校関係者委員会との連携]

ア 事実関係の把握

- ・複数の教員で、対象者のみならず保護者等から情報を収集し、事実関係を把握する。

イ いじめを認知した場合

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・橋本市教育委員会、いじめ対策学校関係者委員会へ報告する。

ウ 指導

- ・いじめが認知された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発防止のため、教職員・SC・関係機関と連携しながら、いじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。その際、対応したことを記録として残しておく。また、いじめを見過ごしてきた（学級）集団への指導も継続的に行う。

③継続的な指導・支援

対応の仕方によっては、問題が複雑化・深層化してしまい、教職員等から見えなくなる場合がある。また、解決したと思っても、いじめる対象が変わったり、立場が逆転したりする場合もある。いじめ対策校内委員会を定期的に開催し、情報交換を行い、児童の人間関係を継続的に注視する。また、いじめを受けた児童に対しては、継続的な心のケアに努めるとともに、自尊感情や自己肯定感を取り戻すことができるよう、授業等での活躍の場や、友だちとの関係づくりを支援する。

さらに、いじめを行った児童に対しては、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる心の育成や規範意識の向上に向けて粘り強く指導する。

また、学級担任を中心として、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

④関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保および犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や(市)教育相談センター、(市)青少年センター、(市)子育て世代包括支援センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

⑤インターネット上のいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行っているとは認知した場合、その書き込み等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童およびその保護者に了解をとり、当該書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請するなどの対応を行う。

なお、不適切な書き込み等の内容が犯罪として判断される場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談し、適切な対応を行うものとする。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員は児童としっかりと向き合い、いじめの防止等に努めなければならない。また、教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながることを留意しておかなければいけない。

いじめ防止等に取り組める資質能力を身に付けられるように、本校では、年3回(4月・8月・2月)いじめに係る校内研修を実施するとともに、日常的に教職員の人権意識や指導技術向上のための研修を実施する。

(5) 家庭・地域との連携

①保護者への啓発と連携

保護者が、いじめの防止等を自らの責務と捉え、児童の規範意識や善悪の判断力等を身に付けさせるための家庭教育を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動を充実するとともに家庭への支援を推進する。

また、日頃から本校の「いじめ防止基本方針」への理解を広げるとともに、児童の様子について気軽に話し合える関係づくりをしておく。

②地域との連携

日頃から地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりするなど、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働できる関係づくりを進める。

③「いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの掲載

「いじめ防止基本方針」を学校ホームページへ掲載し、学校のいじめに対する基本的な考えを広く理解してもらうとともに、連携・協働した取組ができるようにする。

(6) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況について学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策校内委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行い、その結果をいじめ対策学校関係者委員会へ報告するものとする。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第二十八条において「重大事態」は、次のように定義されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

■ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の次のような状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を負った場合

■ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席するような場合には、学校は直ちに調査に着手する。

■ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が、「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして対処する。

(2) 重大事態への対処

上記(1)の重大事態が発生した場合、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

重大事態対応フロー図

■ いじめの疑いに関する情報

いじめ対策校内委員会及びいじめ対策学校関係者委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有をし、いじめの事実の確認を行う。その結果を学校の設置者である(市)教育委員会へ報告する。

■ 重大事態の発生

○(市)教育委員会へ重大事態の発生を報告

推進法二十八条の一、二、あるいは「児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合」

■ (市)教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

■ (市)教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

「いじめ対策学校関係者委員会」を招集する。委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 得られたアンケート等は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校児童や保護者に説明する等の措置を行う。

調査結果を(市)教育委員会に報告

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

橋本市教育委員会が調査主体の場合

■ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。